

官庁営繕事業における生産性向上技術の導入に関する検討会 設置規約

(趣旨)

第1条 官庁営繕事業における生産性向上技術の導入の促進について、学識経験者及び業界団体からの意見等を踏まえた課題の検討及びとりまとめを実施するために、官庁営繕部に「官庁営繕事業における生産性向上技術の導入に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者とする。
2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 検討会には座長を置く。
2 検討会の座長は、検討会に属する学識経験者の中から選任する。

(検討会の議事)

第4条 検討会の議事は原則として非公開とする。
2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(参考人の出席)

第5条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則1 この規約は、平成30年11月22日から施行する。